

訴訟時から令和4年9月13日改定版までの各規約の差止条文の状況「英語試験ライティングセンター規約」

項番	訴状の差止内容 2021年9月15日提起	訴えの追加的変更申立書の差止内容を確認するための規約 2022年6月1日改定版 規約	訴えの追加的変更申立書の差止内容 2022年6月23日提起	判決日時点で差止内容を確認するための規約 2022年9月13日改定版 規約
1	<p>〈条文〉 第6条 会員資格の抹消 3. 資格を抹消された場合も返金は認めません。 〈理由〉 第6条3項が不返還条項であり消費者契約法第9条1号に違反</p>	<p>〈改訂内容〉 第6条3項を削除</p>	なし	なし
2	<p>〈条文〉 第7条 退会 会員が弊社サービスから退会する場合、e-mailにて弊社宛てに連絡するものとします。事情がある場合にはe-mail以外での退会連絡も弊社が了承する場合に限り認められるものとします。弊社が必要と判断した場合、弊社指定の退会合意書にご利用者本人の捺印をいただくまでは退会が不可となる場合もございます。<u>なお退会時の返金は認められません。一度退会の意</u></p>	<p>〈条文〉 第7条 ご利用期間の終了サービス開始時にご案内済みのご利用期間最終日までに、延長のご契約のお申し込みがない場合、弊社サービスの提供は終了となります。 〈改訂内容〉 第7条なお書きを削除し、条文を改訂。</p>	なし	なし

	<p>思を弊社宛てにいただいた後の意思変更は認められません。</p> <p>〈理由〉 第7条なお書きが不返還条項であり消費者契約法第9条1号に違反</p>			
3	<p>〈条文〉 第14条 本サービス提供について 3. 返金 一度納入していただいた金額は返金できません。</p> <p>〈理由〉 第14条3が不返還条項であり消費者契約法第9条1号に違反</p>	<p>〈条文〉 第14条 本サービス提供について 4. 返金 お支払い済みの入会金は返金できません。入会金を除くお支払い済みの金額については、法令の定めまたは弊社が認める理由がある場合を除き、返金しません。</p> <p>〈改訂内容〉 第14条3項を4項として改訂</p>	<p>〈条文〉 第14条 本サービス提供について 4. 返金 お支払い済みの入会金は返金できません。入会金を除くお支払い済みの金額については、法令の定めまたは弊社が認める理由がある場合を除き、返金しません。</p> <p>〈理由〉 第14条4が不返還条項であり消費者契約法第9条1号に違反、かつ、判断権限付与条項であり消費者契約法第10条に違反</p>	<p>〈条文〉 左同</p> <p>〈改訂内容〉 改訂なし</p>
4	<p>〈条文〉 第13条 免責 8. 本利用規約又はその他の利用規約等が消費者契約法(平成12年</p>	<p>〈条文〉 第13条 免責 5. 本利用規約又はその他の利用規約等が消費者契約法(平成12年</p>		

	<p>法律第 61 号) 第 2 条第 3 項の消費者契約に該当する場合には、本利用規約及びその他の利用規約等のうち、弊社の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合において会員に発生した損害が弊社の債務不履行又は不法行為に基づくときは、弊社は、当該会員が直接被った損害を上限として損害賠償責任を負うものとします。ただし、弊社に重過失がある場合に限るものとします。</p> <p>〈理由〉 第 1 3 条 8 項が免責条項であり消費者契約法第 8 条 1 項 1 号ないし同項 4 号に違反</p>	<p>法律第 61 号) 第 2 条第 3 項の消費者契約に該当する場合には、本利用規約及びその他の利用規約等のうち、弊社の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合において会員に発生した損害が弊社の債務不履行又は不法行為に基づくときは、弊社は、損害賠償責任を負うものとします。ただし、弊社に軽過失がある場合に限るものとします。なお、弊社は通常損害については責任を負うが、特別責任については責任を負わないものとします。ただし、弊社に軽過失がある場合に限るものとします。</p> <p>〈改訂内容〉 第 1 3 条 8 項を 5 項として改訂</p>		
5	<p>〈条文〉 第 1 4 条 本サービス提供について 6. お支払い後のキャンセル お支払い後のキャンセルはお受け</p>	<p>〈改訂内容〉 第 1 4 条 6 項を削除</p>	なし	なし

	<p>できません。</p> <p>〈理由〉 第14条6項が解除権制限条項であり消費者契約法第10条に違反</p>			
6	なし	なし	<p>〈条文〉 第6条 会員資格の抹消 2. 資格を抹消する場合、その会員が弊社に対して保有するすべての権利を抹消するものとします。</p> <p>〈理由〉 第6条2項が権利抹消条項であり消費者契約法第8条1項1号、同3号及び第9条1号に違反</p>	<p>〈条文〉 第6条 会員資格の抹消 2. 資格を抹消する場合、その会員は弊社サービスを今後利用できないものとします。</p> <p>〈改訂内容〉 第6条2項を改訂</p>